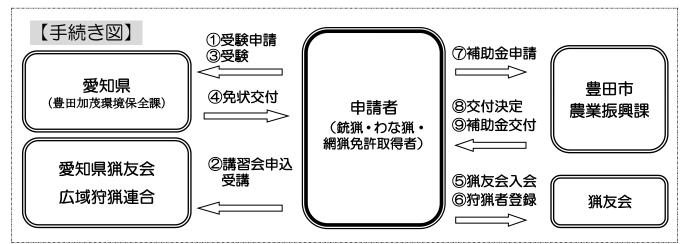


#### 令和6年度

# 豊田市狩猟免許取得支援事業

~ 地域の「有害鳥獣捕獲の担い手」づくりを応援します ~

#### 免許を取得し"農家の敵"イノシシを自分たちで捕獲しよう!



# 1 狩猟免許試験について(詳細については、裏面をご覧ください)

#### (1)試験日及び場所等

開催回	試験日	場所	試験申請書の受付期間
第1回	令和6年8月4日(日)		令和6年6月7日(金)から
		刈谷市産業振興センター	令和6年6月21日(金)まで
第2回	令和7年2月15日(土)	(刈谷市相生町 1-1-6)	令和6年12月9日(月)から
			令和7年 1月 6日(月)まで

# 注)第2回試験の合格発表後、3月31日までに補助金申請を完了する必要があります。期 間が短いため十分にご注意ください。

#### (2)講習会

狩猟免許試験の受験予定者を対象とした講習会があります。受講を希望する場合は、 お申込みください。

#### ◆一般社団法人 愛知県猟友会

〒460-0016 名古屋市中村区竹橋町 36 番地 31 号

電話052-526-1410 FAX052-526-1413

E-mail: info@aichi-ryoyukai.or.jp URL: http://www.aichi-ryoyukai.or.jp

#### ◆一般社団法人 広域狩猟連合

電話090-3154-1132

E-mail: widoarea.hunting.union @gmail.com

#### (3) 領収証の保管

狩猟免許試験及び講習会に要した費用の領収書は、補助金交付申請に必要ですので、 保管しておいてください。なお、補助対象経費については裏面をご覧ください。

## 2 補助金申請について

#### (1)目的

狩猟免許取得の推進を図り、地域の有害鳥獣捕獲活動の担い手を確保し、農作物被害を防止する。

#### (2) 対象者

新規に銃猟、網猟、わな猟免許を取得し、農作物被害防止のために地域の有害 鳥獣捕獲活動に従事する意思のある者で、次に掲げる条件を全て満たすものとす る。

- ①補助を受けようとする年度に狩猟免許を取得していること。
- ②猟友会長の推薦を受けていること。
- ③猟友会に入会していること。
- ④豊田市内在住者であること。
- ⑤豊田市税を滞納していないこと。

#### (3)補助対象経費(補助金申請には領収書が必要です)

手続き	補助対象となる経費	※補助対象とならない経費
① 受験申請	・申請手数料・医師の診断書料	・顔写真代
②講習会受講	・講習会受講料・例題集代	
③猟友会入会	・猟友会入会金	・猟友会年会費・保険料他
④狩猟者登録	・狩猟登録手数料	・狩猟税

#### (4)補助金の額

補助対象経費の10/10以内(千円未満切捨)で上限3万円

### (5)補助金申請の手順

- 農業振興課へ補助金の申請 (必要書類)
  - · 令和 6 年度豊田市狩猟免許取得支援事業補助金交付申請書兼実績報告書
  - ・補助対象経費の領収書及び狩猟免状の写し
  - ・請求書
  - ・通帳の写し(口座番号及び口座名義人が確認できるもの)
- ② 書類を審査後、交付決定通知書を送付
- ③ 補助金を指定口座に振込(交付決定通知書の送付から約1か月)

#### (6)申請期限

令和7年3月31日(月)

(ただし、先着順に受付、予算が無くなり次第終了します)

注) 第2回試験の合格発表後、3月31日までに補助金申請を完了する必要があります。 期間が短いため十分にご注意ください。

#### (7)申請書提出先

豊田市役所農業振興課(西庁舎7階)

※郵送または直接農業振興課へ提出してください。

【問合せ・提出先】豊田市 産業部 農業振興課 農村担当 〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 電話 0565-34-6785 FAX0565-33-8149